○海上保安庁告示第百三号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年四月二十八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　酒田港第四号灯浮標

位置

所在地　山形県酒田港第二区（酒田港北防波堤灯台の東南東方約一・九キロメートル）

北緯　三八―五五―一六

東経　一三九―四九―一四

変更した事項

位置

所在地　山形県酒田港第二区（酒田港北防波堤灯台の東南東方約一・九キロメートル）

北緯　三八―五五―一六

東経　一三九―四九―一六

変更年月日　平成二十三年三月十一日

○東北地方整備局告示第九十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年四月二十八日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十七号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　敷地の幅員　延長

山形県東田川郡庄内町清川字腹巻野国有林四〇林班い小班地内　前　二〇・一〇～一五九・三〇メートル　〇・二四〇キロメートル

後　二〇・一〇～一三五・一〇　〇・二四〇

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第九十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十八日

東北地方整備局長　徳山日出男

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十七号　山形県東田川郡庄内町清川字腹巻野国有林四〇林班い小班地内　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

名称　酒田港第六号灯浮標

位置

所在地　山形県酒田港第二区（酒田港北防波堤灯台の南南東方約二・四キロメートル）

北緯　三八―五五―〇一

東経　一三九―四九―二九

変更した事項

位置

所在地　山形県酒田港第二区（酒田港北防波堤灯台の南東方約二・四キロメートル）

北緯　三八―五五―〇二

東経　一三九―四九―三〇

変更年月日　平成二十三年三月十一日

名称　糸満港灯浮標

位置

所在地　エージナ島三角点（沖縄県糸満市）の北方約二・四キロメートル

北緯　二六―〇七―四九

東経　一二七―三九―三九

変更した事項

光度　実効光度四〇カンデラ

光達距離　四・〇海里

変更年月日　平成二十三年三月十一日

○東北地方整備局告示第九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年四月二十八日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　岩手県

二　都市計画事業の種類及び名称　盛岡広域都市計画道路事業三・三・十八号上堂鵜飼線

三　事業施行期間　自平成二十三年四月二十八日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字下高柳及び字笹森地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十八日

関東地方整備局長　下保　修

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十七号　前橋市勝沢町字下田九八六番五地先から同市勝沢町字勝谷戸九四〇番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年四月二十八日

○中国地方整備局告示第九十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十八日

中国地方整備局長　福田　功

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二号　三原市本郷町南方字貞丸七九一二番一から同市本郷町南方字貞丸七九〇三番二まで　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年四月二十八日

○四国地方整備局告示第四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十八日

四国地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　敷地の幅員　延長

高知県幡多郡黒潮町上川口字鳥羽道添一六七二番一から同町上川口字大ナシ谷一六七〇番三まで　前　九・八四～一八・二五メートル　〇・二九六キロメートル

後　一四・二七～二三・六九　〇・二九六

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所